東久留米市地域公共交通会議委嘱状·任命状交付式 令和元年度第1回東久留米市地域公共交通会議 会議録

開催日時	令和元年5月27日(月)14:00~15:30
開催場所	東久留米市役所7階 702会議室
出席状況	委員 新井委員、吉野委員、小池委員、梅本委員、有賀委員、石川委員、 吉川委員、佐野委員、藤井委員、小原委員(14名中10名) 市 副市長 (事務局) 道路計画課長、道路計画課職員3名
	傍聴者 1名 東久留米市地域公共交通会議委嘱状・任命状交付式 1 1 1 1 1 1 1 1 1
り	宋久留不印地域公共父迪云藏安城人·任叩仏父的氏 1 開式
	2 委嘱状・任命状交付
	3 副市長挨拶
	4 委員自己紹介
	5 閉式
	令和元年度第1回東久留米市地域公共交通会議
	1 開会 2 会長の選出
	2 云灰の寒山 3 会長が指名する職務の代理者について
	4 会長挨拶
	5 会議録署名委員の指名
	6 議事
	(1)会議の運営方法について
	(2) 東久留米市デマンド型交通実験運行事業の運営方針について
	7 その他
議事録	8 閉会 東久留米市地域公共交通会議委嘱状・任命状交付式
成于火	次第1開式
	事務局が開式を宣言。
	次第2 委嘱状・任命状交付
	副市長から委嘱状・任命状の交付。
	次第3 副市長挨拶
	 次第4 委員自己紹介
	次第5 閉式
	令和元年度第1回東久留米市地域公共交通会議
	次第1 開会
	事務局が開会を宣言。要綱第5の5の規定により、本会議は成立していることを報告(14名中10名の出席)。
	C でまれ口 (I 4 4 T I U 4 V)山/市/。

次第2 会長の選出

委員の互選により会長を選出(要綱第5の2の規定)。

次第3 会長が指名する職務の代理者について

会長より職務の代理者を指名(要綱第5の4の規定)。

次第4 会長挨拶

次第5 会議録署名委員の指名

会長より会議録の署名委員を指名。

次第6 議事

(1)会議の運営方法について(要綱第9の規定)

【会長】 事務局の説明を求める。

【事務局】資料 No.3 に沿って説明。

【会長】 質問等はいかがか。

【委員】代理出席の場合、議決権は生じるか伺いたい。

【事務局】事務局案としては、代理出席の方も議決権を持つと考えているので、 会長より皆様にお諮り願いたい。

【会長】 それでは、先ほどの資料 No.3 に加え、代理出席の方も議決権を持つ ものとしてよろしいか伺う。 (異議なし)

【会長】 それではそのように進める。それ以外は、資料 No.3 の事務局案に沿った形で進めさせていただく。

(2) 東久留米市デマンド型交通実験運行事業の運営方針について

【会長】 事務局の説明を求める。

【事務局】資料 No. 4 に沿って説明。

【 会 長 】 質問等はいかがか。

- 【委員】 運営方針の考え方の中の協議事項は、赤い星マークがついた箇所と のことであったが、運行方式は協議事項にすべきでないか。また、 実験運行の期間を5年間としているが、3か月や半年など一定期間運 行し、途中で運行を中断して、その結果を見て改善していくという 流れか伺いたい。
- 【事務局】事務局としては財政負担とサービス水準の均衡のために、乗合方式 の運行としている。また、実験運行の期間については、途中で中断 せず、5年間継続して続けたいと考えている。運営項目の見直しに関 しては、今後利用実績等を踏まえ、地域公共交通会議に諮っていき たいと考えている。
- 【委員】 運営方針の考え方の部分で、星マークがついていないものは、既に 決定しており、この星マークがついている部分について、各委員の 意見がほしいという事か。
- 【事務局】運行方式については、様々な方式を検討してきた中で、運行方式に ついては、車両借上げかつ乗合と決めさせていただいた経緯がある ため、この形としたいと考えている。
- 【会長】 法定協議会として、運行方式等、協議事項外の部分の議論をする必

要があるかどうか、委員から事務局へお話しいただけないか。

- 【委員】地域公共交通会議での協議というのは、運営方針について、全ての項目について委員全員で検討し、その上でコンセンサスをとる必要がある。非乗合方式も検討すべきということではなく、市としての考え方として、乗合方式でよろしいか、ということを委員に諮ることが出来れば良いと考えているので、意見として受け取っていただきたい。
- 【会長】事務局の方でも27年度から検討しており、その上で子育て世帯、高齢者を救いたいという今回の提案である。全体の中で皆様にご判断頂きたいと考えている。
- 【事務局】次回に向け、資料 No. 4 の 4~6 ページに記載した運営方針の考え方について、全項目協議できるような資料を作成する。
- 【会長】承知した。他に質問はあるか。
- 【委員】2点質問がある。一点目、予約の受付を利用の1時間前までとしているが、運行ルートの策定に差支えないか。二点目、3200万円程度の運行委託費を想定されているが、車両費には購入費が含まれているのか。また、車両は交通事業者が負担した上での金額なのか。
- 【事務局】本市は東西約5キロ、南北約3キロと小さな運行区域であり、30分 1運行を想定しているため、1時間前までの予約と考えた。 二点目、車両費については事業者において購入する運行用車両3台 に加え、予備車両1台を合わせた、4台分の費用を含めている。
- 【会長】その他には質問はあるか。
- 【委員】 土地勘のない委員の方もいることから、協議資料として共通乗降場の案内図等を、次回の会議資料に加えていただきたい。
- 【事務局】承知した。
- 【会長】 他市の病院について、共通乗降場として使用するための要請等はこれから行うのか。
- 【事務局】運営項目に関する協議が当会議の中で調った際に、市として正式に 調整したいと考えている。
- 【会長】 承知した。また委員の方から、計画期間の話があったが、基本的に5年というのは実験運行として考えると長いスパンであると言える。 他自治体の事例では、プロポーザル方式であっても、委託期間が2年程度でというところもある。 デマンド型交通というものは運行していく中で検討しなければなら

オマント型交通というものは連行していく中で検討しなければならないこともあり、PDCAサイクルを進めていきながら、検討し、改善し続けることが必要であると感じている。

事務局には、次回までに今後の方向性をお示しいただきたい。

【事務局】承知した。

【会長】その他にご意見はあるか。

- 【委員】途中で実験運行を中止して、利用実績を踏まえ運行計画を見直すのであれば、道路運送法第4条ではなく同法第21条での運行も可能ではないか。
- 【会長】第4条許可で実施したいという事務局側の姿勢と思えるが、その辺りも検討願いたい。その他いかがか。
- 【委員】 例えば柳窪地区等は現在バス等がなく、交通が不便であると考えて

いる。公共交通網のエアポケットとなって、交通弱者が発生しているように思える。そういった状況の中で、このデマンド型交通を実施する意味は何か。

【会長】 デマンド型交通は公共交通空白地域内等、バス車両が入ることが出来ない道路が狭隘な地域であっても、予約した方の原則ご自宅まで迎えに行き、資料 No. 4 の 9 ページに記載した、全 33 か所の共通乗降場まで送ることができる。

これは定時定路線のコミュニティバス等にはない利点であると考えられる。今後は先ほどの運営項目等について、委員の皆様のご意見を頂戴したいと考えている。

【委員】 ジャンボタクシーでは、柳窪地域の狭隘道路など入っていけないことが想定されるがいかがか。

【事務局】予め利用登録時には自宅、または利用登録時の指定場所となるので、 利用者の方で明らかに自宅前の道路の幅員が狭いという事を把握し ていれば、登録時に自宅以外の乗降場所を申請していただき、そこ に迎えに行くものとして考えている。

【会長】 車が入れるところで、という解釈でよろしいか。

【事務局】その通りである。

【委員】雨や雪等の場合でも同様か。

【事務局】同様の対応になる。

【会長】他市の事例から考えると、自宅近くの指定場所まで出向くことについて、問題は少ないと思う。

【委員】 東久留米市には狭隘道路が多く、大きい車は入れないので、その辺りも考慮してほしい。

【会長】 事務局の案では、ご自宅まで迎えに行くことを基本としている。

【委員】 また、利用方法については、各利用者に理解していただけるような PR 活動が市側に必要かと思う。

【会長】 高齢者の方にとっては、デマンド型交通という仕組みはわかりづら いので、PR は今後の課題になると考える。

【委員】 荒天の際は、車両不足が考えられるが、その場合の対応はどのよう に考えているか。

【事務局】出来る限り予約に応じられるよう、運行システムを導入し、効率的な運行を図っていく予定であるが、例えば3台とも出払ってしまった場合には、他市の導入事例では、オペレーターから別便の提案を行っている事例もある。

【会長】他に質問はあるか。

(質問なし)

それでは、今回の会議は、事務局より運営方針について説明させて いただいた。大枠として、この運営方針に沿って進めて行ってよろ しいか。

(異議なし)

今回の会議で確認された懸案事項等においては、事務局にて検討していただきたい。

次第7 その他

次回会議の日程(6月25日(火)午前10:30開始)連絡を行った。

次第8 閉会